



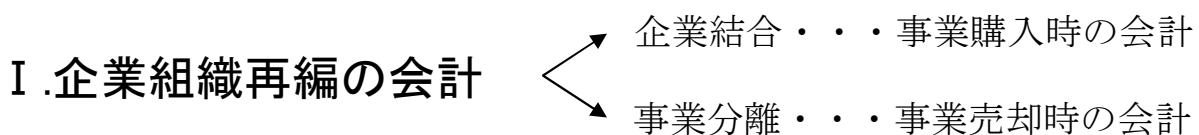
第3回 企業組織再編の会計

(どうしてそれが必要なのか)

会計と経営のブラッシュアップ
平成24年7月16日
山内公認会計士事務所

本レジュメは、企業会計基準及び次の各書を参考にさせていただいて作成した。(財務会計論Ⅱ 佐藤信彦外著 H23年4月中央経済社発行)
(ゼミナール現代会計入門第8版 伊藤邦雄著 H22.4日本経済新聞社発行)(利速会計入門 井尻雄士著 H2日本経済新聞社発行)

世界規模での企業の再編が行われている。これを支える会計の役割とは、



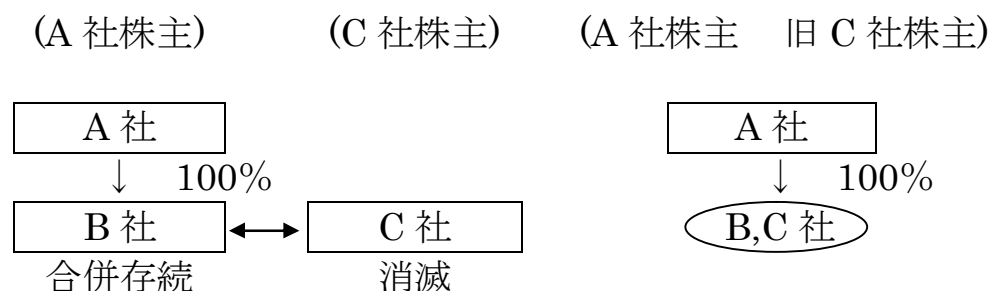
1. 産業構造に対応する企業行動の変化

情報通信産業(IT)の発展は産業構造を大きく変化させるとともに、広域化する企業競争に対応するための企業行動に大きな影響を与えている。企業間競争は事業の競争を超えて、国内の主導権(支配)から世界の主導権(支配)を求める企業結合と事業分離等の組織再編競争にまで及んでいる観を呈している。

(1) 広域化する事業領域での成長機会の実現のための業界再編

(2) 三角合併(合併対価の柔軟化の改正による買収の容易化)

外国企業による株式交換を通じた日本企業の買収に想定される手法。
吸収合併において、消滅会社の株主に対して、存続会社の株式ではなく、存続会社の親会社の株式を対価として交付することをいう。



本レジュメはブラッシュアップ日毎にホームページに up してあります

<http://yamauchi-cpa.net/index.html>



山内公認会計士事務所
yamauchi@cosmos.ne.jp

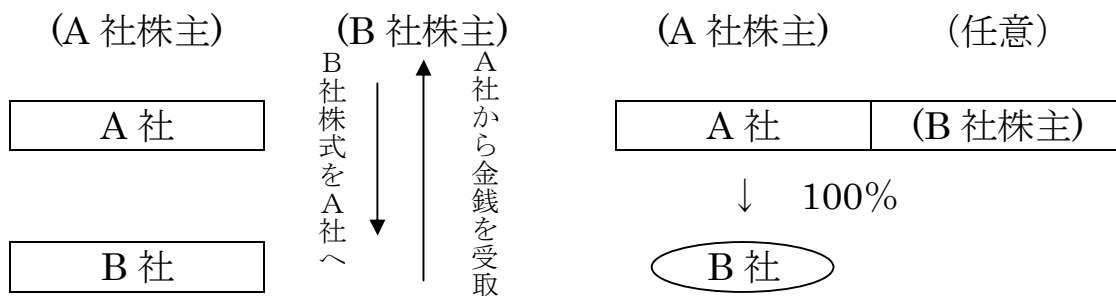
2. 企業買収売却(再編)の6つのタイプ

企業買収には株式を買う方法と事業そのものを買う方法の2つがある。

株式を買う方法は被買収会社の法人格を残したまま買収する方法である。

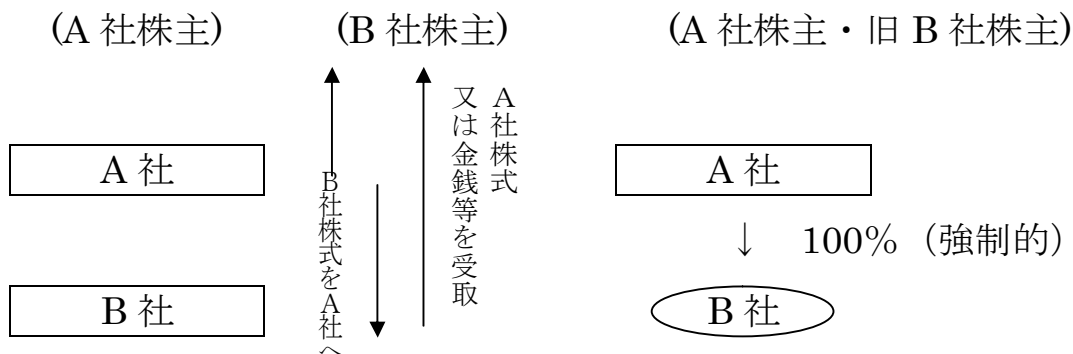
(1) 株式取得

B社の株式をA社が現金で購入する。



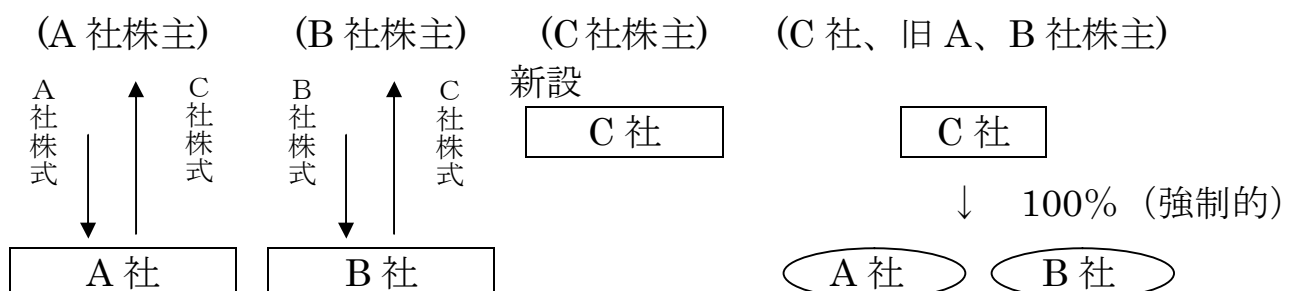
(2) 株式交換

株式交換契約を結び(両社の株主総会特別決議が必要)、A社の株式又は金銭等をB社株主に交付し、A社はB社株式のすべてを取得する。



(3) 株式移転

1又は2以上の株式会社(A社、B社)がその発行済株式の全部を新たに設立するC社に取得させる方法である。(原則としてA~C社の株主総会の特別決議が必要)



3. 企業結合の会計

事業結合 ← 事業分離
 購入(取得)時の会計 ← 売却時の会計

(1) パーチェス法

取得企業が、被取得企業の**支配を獲得**したという基本的に**第三者間取引**であると考える。そのため売買取引を想定して、被取得企業の識別可能資産・負債を時価評価したうえで、**のれんを認識**する。

パーチェス法 3 つの手順

- ① 取得企業の識別
- ② 取得原価の算定
- ③ 取得原価の配分
- ④ **正ののれん**は、資産計上し、20年以内の期間にわたって規則的に償却する。一方、**負ののれん**は、発生した事業年度の特別利益として処理する。
(税務上は5年間の均等償却)
- ⑤ 企業結合
 - 共通支配下の取引(1)
 - 独立企業間の取引
 - 共同支配企業の形成(2)
 - それ以外の企業結合取引(3)

(2) 持分プーリング法

結合当事企業の資産負債をすべて帳簿価額で引継ぐ。現在、持分プーリング法は禁止しており、パーチェス法に一本化されている。

(3) 会計的効果の違い

(4) 合併の場合の消費税の取扱い

消費税法上、合併による資産の移転は課税対象外取引とされているため、消費税は課税されない。

【簡単な設例】

A社はB社を合併する。

A社はB社株主に**市場価格3,000円相当の株式**を交付する。

A社			
現 金	1,000	未払金	2,000
商 品	2,000	借入金	2,000
建 物	3,000	資本金	2,000
	6,000		6,000

B社			
現 金	1,000	借入金	2,000
商 品	1,000	資本金	1,000
土 地	1,000		
	3,000		3,000

土地の時価 2,000

(A社の合併仕訳)			
現 金	1,000	借入金	2,000
商 品	1,000	資本金等	3,000
土 地	2,000		
のれん	1,000		

4. 事業分離の会計

企業は企業活動を行うために、**有機的結合**として組織されている。**事業分離**とはそのような企業の事業の一部又は全部を他の企業に**移転**することをいう。会社分割、事業譲渡、現物出資等の法的形式を取る。

(1) 事業分離と事業結合

売却時の会計処理	購入時の会計処理
事業分離、移転 分離(元)企業 (売却、交換等)	事業結合、取得 分離(先、受入、取得)企業 (取得、受入等)

(2) 事業結合の会計処理

持分の継続・非継続

一般的な購入時の会計を企業自体の観点をより広く、企業自体を取引の対象となる場合も含めて、総体としての株主にとっての投資が継続しているか否かの観点から判断する。

投資(持分)の継続・非継続

企業としての一般物購入、取得	株主としての企業の購入、取得
----------------	----------------

投資の非継続 . . . 移転、パーチェス法

投資の継続 . . . 持分の結合、持分プーリング法

(3) 事業分離の会計処理

持分の継続・非継続＝投資の継続・清算

実現主義に準ずる考え方

投資の継続(これまでの投資がそのまま継続)

投資の清算(いったん投資を清算し、改めて時価による投資を行う)

投資の継続(移転損益を認識しない)

① 対価の種類

株式を対価として受取る(金銭等でなく)

② 重要な継続的関与が有の場合

(4) 会社分割の場合の消費税の取扱い

消費税法上、会社分割による資産の移転は課税対象外取引であるため、消費税は課税されない。

【簡単な設例】

A 社			
諸資産	3,000	諸負債	0
		資本金	2,000
		利益剰余金	1,000
	3,000		3,000

(1) 分社型新設分割（物的分割）

A 社は B 社を分社し、諸資産 600 を移転する

B 社株式 600 / 諸資産 600

B 社

諸資産 600 / 資本金 600

(2) 分割型新設分割（人的分割＝分社型新設分割+現物配当）

A 社は B 社を分割し、諸資産 600 を移転する

B 社株式 600 / 諸資産 600

B 社の株式を A 社株主に現物配当

資本金 400 / B 社株式 600

利益剰余金 200

B 社

諸資産 600 / 資本金 400

利益剰余金 200

5. 企業組織再編の税務

(1) 企業組織再編税制

企業組織再編税制により、合併や分割、現物出資、事後設立によって資産を移転させた場合でも、「適格組織再編」とみなされれば、その資産の譲渡益について課税が延期される。

(2) 適格組織再編

(1) 企業グループ内の組織再編

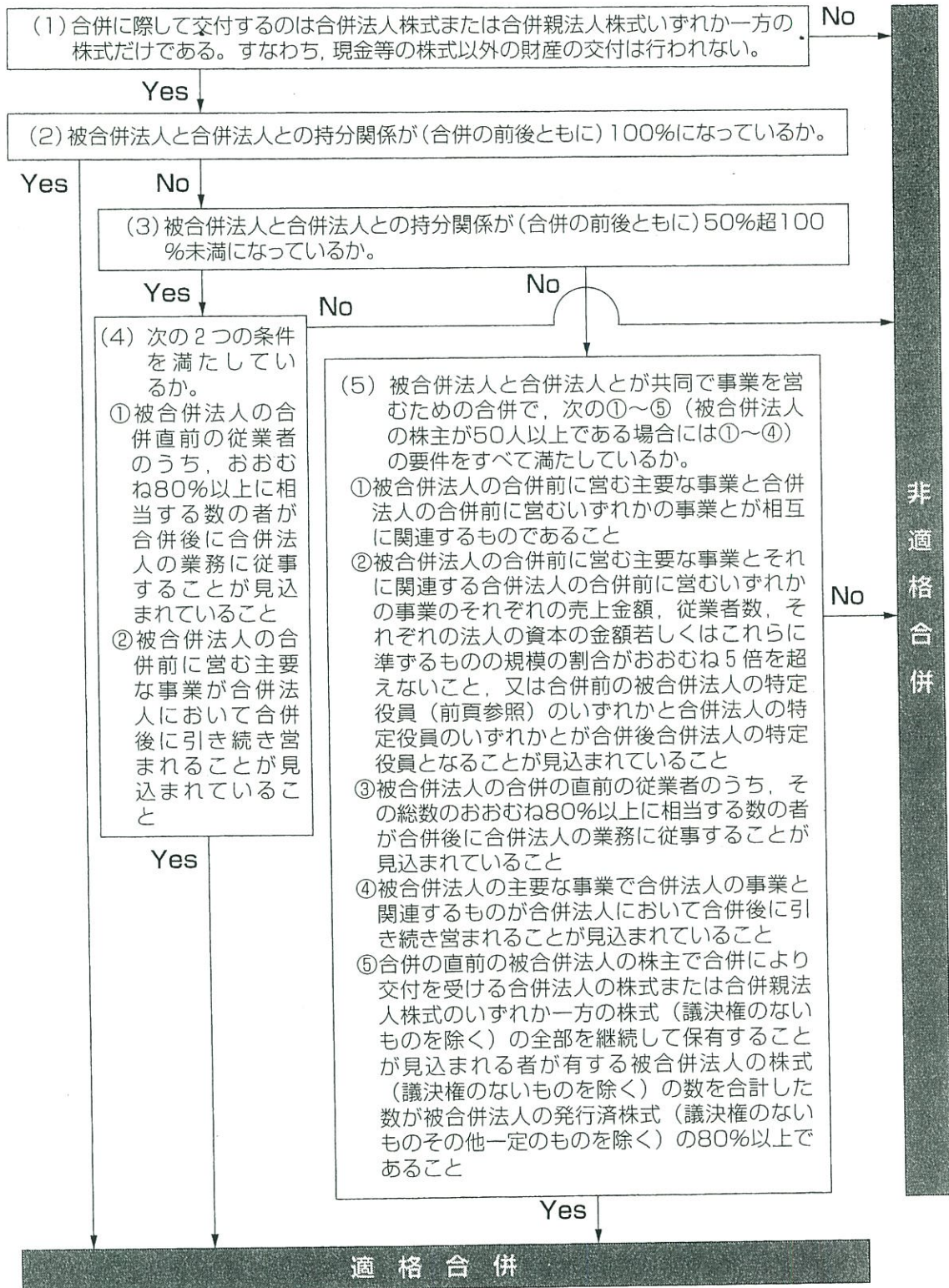
持株割合が50%超の関係にあり、かつ、組織再編後もこの関係が継続すると見込まれる法人間の組織再編をいう。

(2) 共同事業を行うための組織再編

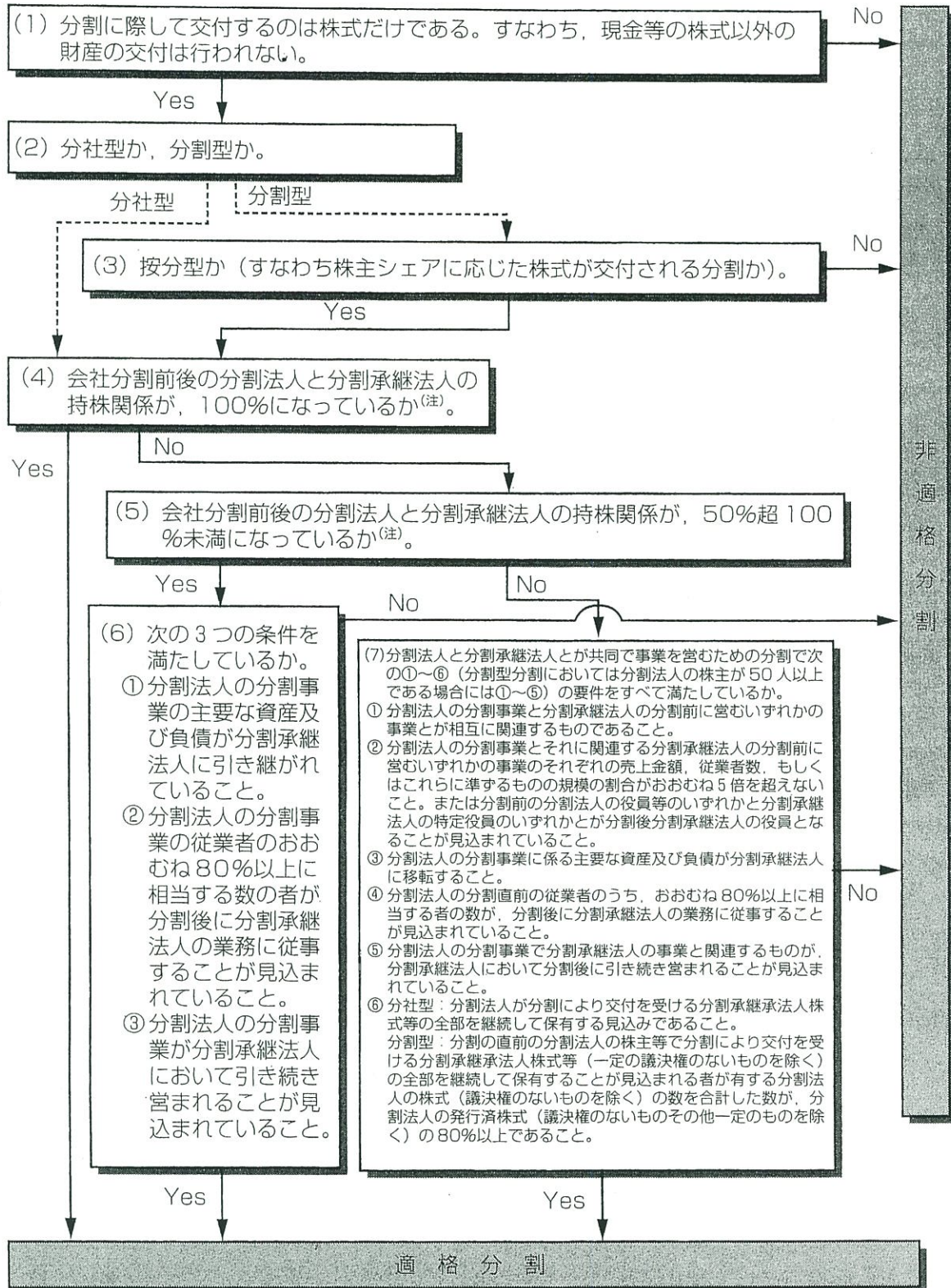
事業が相互に関連性があり、①分割法人の分割事業と分割承継法人の分割承継事業の規模が著しく異ならない(売上高等の比率がおおむね5倍以下)

又は、②双方の常務クラス以上の役員が事業を承継した法人の経営に参画することの条件が必要である。

〈適格合併判別フローチャート〉



上記の持分関係には親子関係の他、合併当事会社が兄弟関係で、かつ、合併後に株式の継続保有が見込まれるものが含まれます。



(注) 兄弟会社 (同一の者によって支配される関係の会社) 間の分割も含まれる。その場合には、当該同一の者による支配株式の継続保有が見込まれることが条件となる。

企業結合に関する会計基準

- (1) 設 定(平成 15 年 10 月 31 日 企業会計審議会)
(改正平成 20 年 12 月 26 日 ASBJ)

企業結合に関する会計処理及び開示を定めることを目的とする。

(2) 企業結合

ある企業又はある企業を構成する事業と他の企業又は他の企業を構成する事業とが1つの報告単位に統合されることをいう。なお、複数の取引が1つの企業結合を構成している場合には、それらを一体として取り扱う。

(3) 支配

ある企業又は企業を構成する事業の活動から便益を享受するために、その企業又は事業の財務及び経営方針を左右する能力を有していることをいう。

(4) 共同支配

複数の独立した企業が契約等に基づき、ある企業を共同で支配することをいう。

(5) 取得

ある企業が他の企業又は企業を構成する事業に対する支配を獲得することをいう。

(6) 取得企業

ある企業又は企業を構成する事業を取得する企業をいい、当該取得される企業を被取得企業という。

(7) 共同支配企業

複数の独立した企業により共同で支配される企業をいい、共同支配企業の形成とは、複数の独立した企業が契約等に基づき、当該共同支配企業を形成する企業結合をいう。

(8) 共同支配投資企業

共同支配企業を共同で支配する企業をいう。

(9) 結合当事企業

企業結合に係る企業をいい、このうち、他の企業又は他の企業を構成する事業を受け入れて対価（現金等の財産や自主の株式）を支払う企業を結合企業、当該他の企業を被結合企業という。また、企業結合によって統合された1つの報告単位となる企業を結合後企業という。

(10) 企業結合日

被取得企業若しくは取得した事業に対する支配が取得企業に移転した日、又は結合当事企業の事業のすべて若しくは事実上すべてが統合された日をいい、企業結合日の属する事業年度を企業結合年度という。

(11) 共通支配下の取引

結合当事企業（又は事業）のすべてが、企業結合の前後で同一の株主により最終的に支配され、かつ、その支配が一時的ではない場合の企業結合をいう。親会社と子会社の合併及び子会社同士の合併は、共通支配下の取引に含まれる。

企業分離等に関する会計基準

(1) 設 定(平成 17 年 12 月 27 日、改正平成 20 年 12 月 26 日 ASBJ)

企業分離等に関する会計処理及び開示を定めることを目的とする。

(2) 事業

企業活動を行うために**組織化**され、**有機的一体**として機能する**経営資源**をいう。

(3) 事業分離

ある企業を構成する事業を他の企業（新設される企業を含む。）に**移転**することをいう。

(4) 結合当事企業

企業結合に係る企業をいい、このうち、他の企業又は他の企業を構成する事業を受入れて**対価**（現金等の財産や自社の株式）を**支払う企業**を**結合企業**、当該他の企業を**被結合企業**という。また、企業結合によって統合された1つの報告単位となる企業を**結合後企業**という。

(5) 事業分離日

分離元企業の事業が分離先企業に**移転されるべき日**をいい、通常、事業分離を定める**契約書**等に記載され、会社分割の場合は**分割期日**、事業譲渡の場合は**譲渡期日**となる。

(公認会計士試験論文式財務諸表論 第5版 石井和人著から)
(同書を読んで検討して下さい)

問題1 (248)

パーチェス法と持分プーリング法に関する次の各問に答えなさい。

- 問1 吸収合併の会計処理において、パーチェス法を採用した場合と持分プーリング法を採用した場合とでは、合併後の企業の利益剰余金にどのような違いが生じるのか説明しなさい。
- 問2 従来、企業結合の会計処理方法としては、国際的にも、パーチェス法と持分プーリング法が認められてきたが、最近では、パーチェス法に一元化する会計基準が制定されつつある。そこで、パーチェス法に一元化すべきであるとする主張の論拠を述べなさい。

〈基本問題〉

1. 持分プーリング法について説明しなさい。
2. パーチェス法について説明しなさい。
3. フレッシュ・スタート法について説明しなさい。
4. 結合当事会社の資産及び負債の評価の観点から、持分プーリング法、パーチェス法及びフレッシュ・スタート法の違いを説明しなさい。

1. パーチェス法 — 合併前の被合併会社の留保利益は、資本金又は資本剰余金に転化する。即ち、含み益は合併時に実現。
持分プーリング法 — 利益剰余金として引継がれる。
2. (1)取得企業が存在する。(2)F/Sの比較可能性の点から。(3)のれんの計上が結合時に認識され、合併後の損益に影響しない。
3. (1)持分プーリング法 — 適切な帳簿価額での引継
(2)パーチェス法 — 公正価値による引継
(3)フレッシュ・スタート法 — すべての財産を企業結合時の時価に評価替え

問題 2	(253)
------	-------

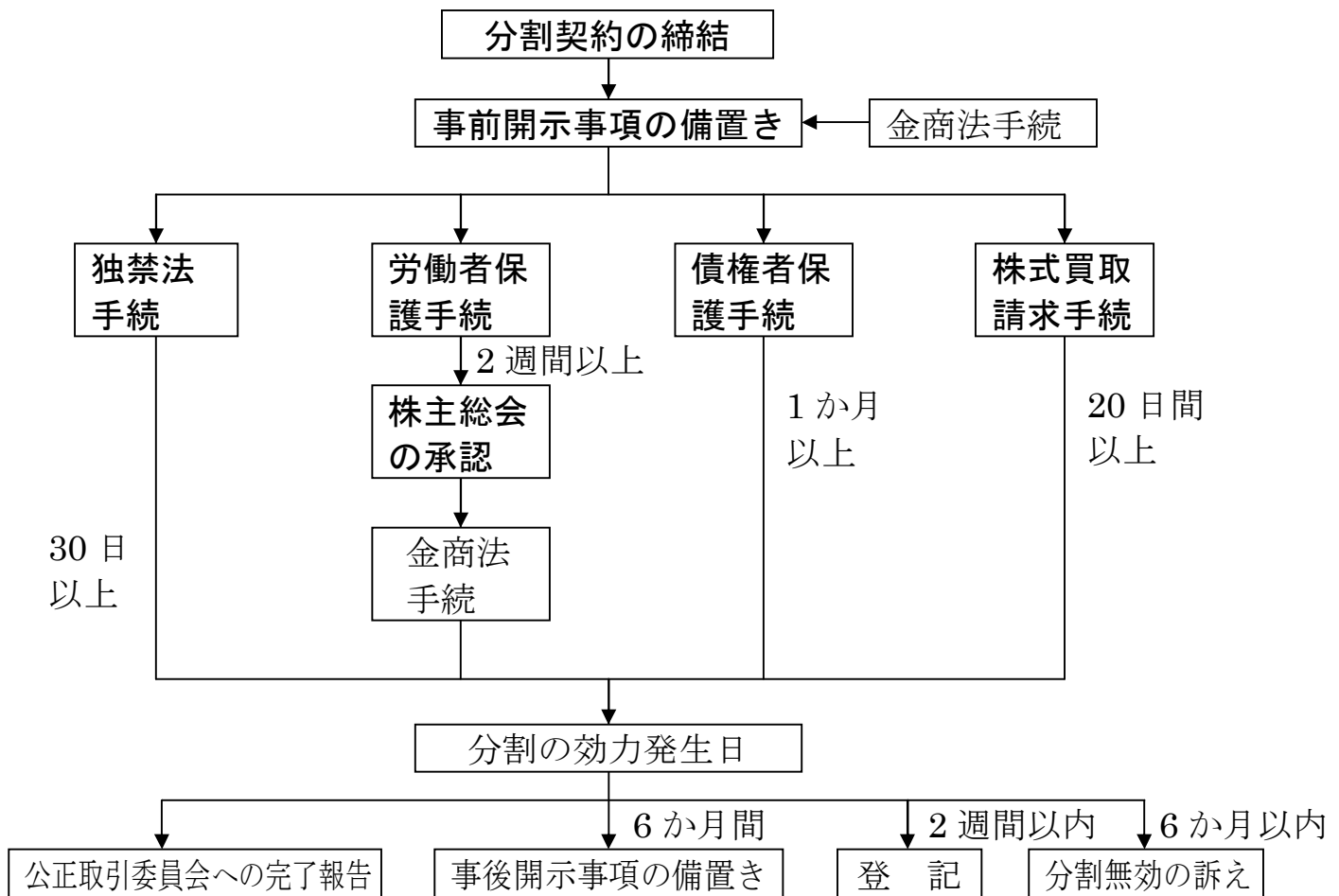
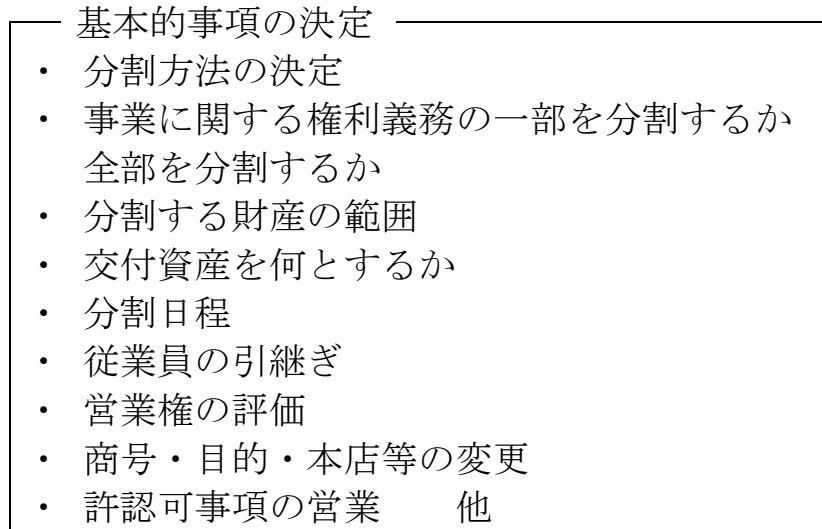
企業結合会計に関する次の各問に答えなさい。

- 問1 有償取得のれんを貸借対照表に資産として計上すべきであるとする理由を述べなさい。
- 問2 市場価格のある取得企業等の株式が対価として交付される場合には、取得の対価となる財の時価を(1)主要な交換条件が合意されて公表された時点での株価とする考え方と(2)実際に被取得企業の支配を獲得した日の株価とする考え方がある。それぞれの考え方の論拠を述べなさい。
- 問3 取得が複数の取引により達成された場合(段階取得)における被取得企業の取得原価については、(1)支配を獲得するに至った個々の取引ごとの原価の合計額をもって算定する考え方と(2)支配を獲得するに至った個々の取引すべての企業結合日における時価をもって算定する考え方がある。それぞれの考え方の論拠を述べなさい。
- 問4 (1)負ののれんの発生原因を2つあげ、(2)負ののれんの会計処理方法である①資産価値修正法、②即時利益法及び③繰延利益法について説明しなさい。

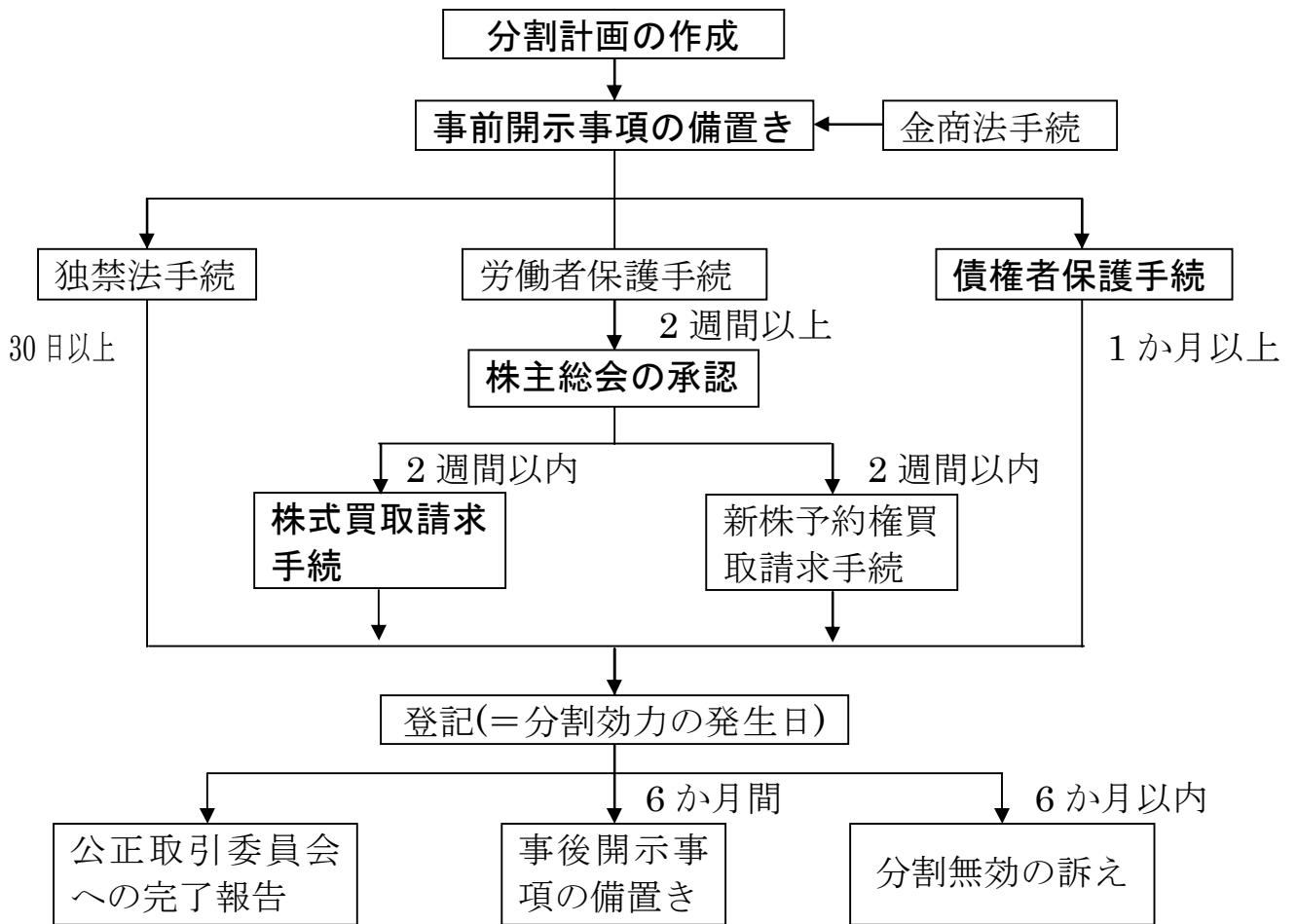
1. 資産とは、将来の経済的便益をもたらす経済的資源である。
のれんは、引継財産を超過する額であるが、その本質は優れた経営能力や技術による超過収益力の源泉であり、経済的資源であり、資産の定義に合致する。しかし、収益力の事前評価とも言えるので20年以内の適切な期間で償却する。
2. (1)公表時点(従前) — 交換比率の合意公表時点が、取得時と考え、また公表後の株価変動の影響を受けない利点がある。
(2)企業結合日(H20改正変更) — 合意公表は取引確定ではなく、その条件の変更の可能性もあり、合意に拘束される義務はない。
3. (1)個々の取引はその時点の交換取引であり、それぞれが経済的実態を適切に反映している。(従前)
(2)支配の時点は特別な時点であり、単なる取得又は追加取得とは異なる。即ち過去の所有状態と支配時の所有状態は別のものであり、改めて新たな投資という観点が必要である。(H20改正変更)従前の原価との差額は、当期の損益とする。
4. (1)負ののれんの発生原因
①引継財産を下回る価額での引継である。会計上の差異は、将来のマイナスの超過収益(潜在的損失)であり一種の引当金である。
②情報不足や交渉過程での割安購入

II 会社分割の流れ

1. 吸収分割の手続



2. 新設分割



(反対株主)

株主総会に先立って該当行為に反対する旨を当該株式会社に対し通知し、かつ、当該株主総会において当該行為に反対した株主、および当該株主総会において議決権を行使することができない株主であるとする（116条2項1号）。

(買取請求手続)

- ①当該行為が効力を生ずる日（効力発生日）の**20日前**までに、買取請求が認められる株式の株主に対し、当該行為（会社分割）をする旨を通知または告知をする（116条3項4項）。
- ②これを受けて、株式買取請求を行おうとする株主は、効力発生日の**20日前**の日から効力発生日の前日までの間に、その買取請求する株式の数を明らかにして買取請求を行う（116条5項）。
- ③株式買取請求を行った株主は、株式会社の承諾を得た場合に限り、その株式買取請求を撤回することができる（116条6項）。株式会社が当該行為を中止したときについては、株式買取請求は、その効力を失う（116条7項）。

(買取価格および買取手続)

- ④買取価格については、公正な価格と定められている（116条1項柱書）。株主と会社との間で協議が調ったときは、会社は、効力発生日から**60日**以内にその価格の支払いをしなければならない（117条1項）。
- ⑤効力発生日から**30日**以内に協議が調わないときは、株主または会社が、その期間の満了の日後**30日**以内に、裁判所に対し、価格の決定の申立てをすることができる（117条2項）。

株式買取請求書

A 株式会社

代表取締役 甲山 太郎 殿

平成 年 6 月 13 日付け「第〇回定時株主総会招集通知 第〇号議案 分割計画書承認の件」に関し、私は平成 年 6 月 17 日付けで反対の意思を書面により通知し、かつ同定時株主総会においてこの議案に反対しましたが、同株主総会で分割計画書承認の件は原案どおり可決承認されました。

つきましては、下記のとおり私が所有している貴社株式について、公正なる価額で買取りを行っていただきたく、ここに書面をもって請求いたします。

記

貴社普通株式 〇,〇〇〇株

以上

平成 年 6 月 30 日

東京都〇〇区〇〇1丁目5番6号
株主 甲野 一郎 印

会社分割と従業員の分割

1. 会社分割によって必ず従業員が分割されるわけではない。従業員の移籍がまったくない会社分割もありえる。従業員は全員、出向すればいいからである。
2. 仮に 10 のホテル全部を一括して売却する場合、会社分割の手法を使えば、売却するのはホテルという不動産ではなく、承継会社の株式となる。その場合、まず消費税が非課税になる。
3. 会社分割の方法をとれば、会社は分割されても人は分割されない。それだけでもコスト削減に大きく貢献する。

Ⅲ 営業権（のれん）

1. 資産調整勘定と負債調整勘定

従来、事業譲渡における取扱いと基本的に同じと考えられていた**非適格組織再編**における**営業権の取扱い**は、**平成 18 年改正**の事業結合と分離等の会計基準とそれに応じた法人税法の改正により従来の営業権の取扱いとの違いを明確にした。

それは企業会計基準における**パーチェス法**の考え方であり、税法上も次のような点が具体化された。

法人税法	会 計
資産調整勘定	のれん（営業権）
差額負債調整勘定	負ののれん
退職給与負債調整勘定	退職給付引当金
短期重要負債調整勘定	特定勘定

2. 営業権と負の営業権

税務上、**非適格組織再編等**により交付した対価の金額（新株、金銭等の合計金額）が移転を受けた資産及び負債の時価純資産価額を超えるときは、その超える部分の金額について、**資産調整勘定**として取扱われる。逆の場合は**差額負債調整勘定**となる。（法法 62 の 8）

但し、非適格組織再編により交付した対価の金額のうち一部に**寄附金に該当**するものがある場合には、その部分については**資産負債調整勘定**として**取扱う**ことはできない。

3. 営業権の償却（調整勘定の取崩し）

税務上、資産調整勘定を認識した場合には、**5年間の均等償却**を行い、各事業年度の**損金の額に算入**しなければならない。（法法 62 の 8④、⑤）

差額負債調整勘定を認識した場合には、**5年間の均等償却**を行うことで各事業年度の**益金の額に算入**する必要がある。

4. 第2次組織再編における営業権の取崩しと引継ぎ

第2次組織再編が**非適格合併**に該当する場合には、資産調整勘定、差額負債調整勘定を**全て取崩して**、損金又は益金の額に算入する必要がある。(法法62の8④、⑦)

第2次組織再編が**適格合併**に該当する場合には、それらは引継がれる。

しかし、非適格分割等の**非適格組織再編**については取扱いが規定されていないため、**均等償却を継続**していくことになると思われる。

5. 寄附金

非適格組織再編等による**対価の額**には、寄附金の額に相当する部分の金額は除かれる。

(1) 払出法人から受入法人に対する寄附

イ. 時価純資産	70
ロ. 事業譲渡の対価	80
ハ. あるべき事業譲渡の対価	100

受入法人	諸資産	70	現金	80
	資産調整勘定	30	受贈益	20
払出法人	現金	80	諸資産	70
	寄附金	20	譲渡益	30

(2) 受入法人から払出法人への寄附

イ. 時価純資産	70
ロ. 事業譲渡の対価	120
ハ. あるべき事業譲渡の対価	100

受入法人	諸資産	70	現金	120
	資産調整勘定	30		
	寄附金	20		
払出法人	現金	120	諸資産	70
			譲渡益	30
			受贈益	20

◎寄附金と資産等超過差額の区分

6. 資産等超過差額

(1) 制度の概要

資産調整勘定の金額のうち、「資産等超過差額」に相当する部分の金額については、資産調整勘定として認められないため、将来の事業年度において損金処理を行うことができない。

具体的な資産等超過差額の算定方法は以下の通りである。（法規 27 の 16）

①非適格分割の場合において、資産調整勘定が分割により移転を受ける事業により見込まれる収益の額その他の事情からみて実質的に当該分割に係る分割法人の欠損金額に相当する部分からなると認められる場合のその金額

②分割法人 A 社における処理（資産調整勘定の認識）

これに対し、分割法人 A 社における受入仕訳は以下の通りである。

【会計上の仕訳】

諸資産	1,000	諸負債	100
		資本準備金	900

※：営業権に対する税効果は認識しない（適用指針 72）。

【税務上の仕訳】

諸資産	1,000	諸負債	100
資産調整勘定	100	資本積立金	1,200
資産等超過差額	200		

※：前提条件に記載の通り、営業権の金額 300 のうち、200 について資産等超過差額として取り扱われ、残りの 100 については資産調整勘定として取り扱われる。

このように、会計上は営業権が計上されていないが、税務上、資産調整勘定が設定されていることから、この部分について加算調整が必要になる。

“90秒でサッと読めます”

会計に数学の導入を



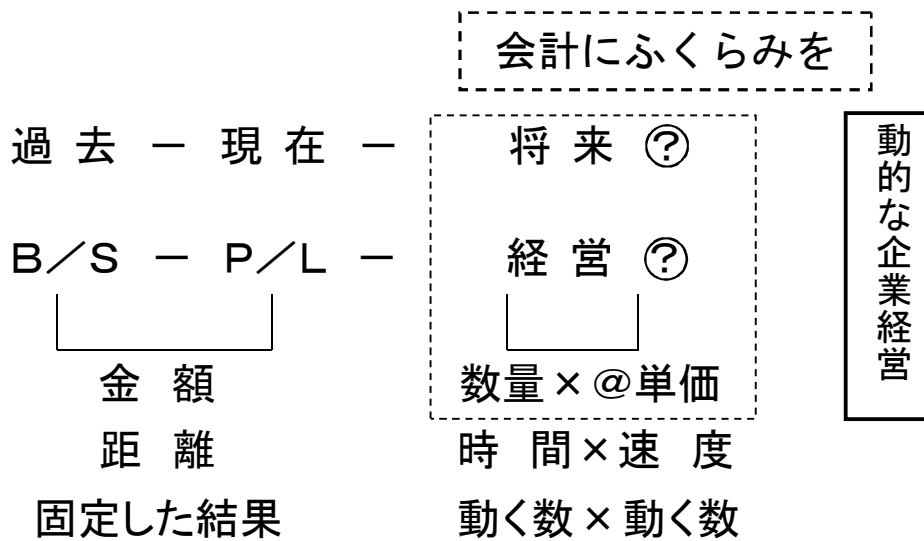
(会計の新しい工夫 27)

平成 24 年 7 月 11 日 (水)

会計の発展のためには**数学**を取り入れ、数と数との関係を**ダイナミック**に表現して、**経営の役に立つ**ことが必要である。確かに**報告会計**は、一時点及び一期間の**金額**を扱う。金額が不確定であったり、それが変動するようでは**報告の信頼性**がなくなってしまう。従って金額が変動することは絶対に許されない。これはよく理解できる話である。

しかし、**金額**は数量×@単価によって得られた結果である。**経営者**は商品の**数量と単価**をもって会社の経営を考え、車を運転する人は**距離**を頭において、**時間と速度**を考えて**目的地**に到達する。**数量×@単価**を考え、検討することが、**経営にふくらみ**を与えることになり、会計の新しい工夫ではないだろうか。

何故ならば、決まった**金額**という数字のみでなく、**数字(量)**と**数字(単価)**の関係を経営活動の上で表現することによって**金額**という数字をより深く理解し、認識できれば会計の**数字**が生き、**ふくらみ**ができる。



このようにすれば**制度会計**にはなかった、もう一つの面を**経営に役立て**ることができる筈である。会計はこの面の**取組み**が遅れているのではないか。会計に数と数との変動の関係を積極的に導入すべきである。即ち、**一方の数(数量)**が動けば、**他方の数(@単価)**も変化し、**その結果(金額)**も動くという数の**変化する状況**である。これが**経営**というものではなかろうか。数字と数字を導入して動かせば、そこに新しい現象が生れることが期待できる。

経済学は固定した結果というよりは、固定した過去も現在も求め難いのかも知れないが、**動く数と数**を取り扱い、**数学**を積極的に取り入れている。そして**経済変動の把握**や**景気予測**といった**経営学**として意味のある**社会的価値**を生み出すことに成功している。